



<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条 施行規則</p> <hr/> <p style="text-align: right;">第</p> <p>1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>
--	---

(豊川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 豊川市職員退職手当支給条例（昭和30年豊川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を豊川市公告式条例（昭和25年豊川市条例第13号）第2条第2項に規定する市ホームページに掲載すること（ただし、<u>必要があると認めるときは、同項ただし書に規定する掲示場に掲示することとする。</u>）をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を豊川市公告式条例（昭和25年豊川市条例第13号）第2条第2項に定める<u>掲示場に掲示すること</u></p> <hr/> <p>_____をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>

(豊川市監査委員に関する条例の一部改正)

第4条 豊川市監査委員に関する条例（昭和41年豊川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表)</p> <p>第9条 監査委員の行う公表は、豊川市公告式条例（昭和25年豊川市条例第13号）第2条第2項に規定する市ホームページに掲載してこれを行う。ただし、必要があると認</p>	<p>(公表)</p> <p>第9条 監査委員の行う公表は、豊川市公告式条例（昭和25年豊川市条例第13号）第2条第2項に規定する<u>掲示場に掲示して</u></p> <hr/> <p>_____行う。</p>

めるときは、同項ただし書に規定する掲示場に掲示してこれを行うことができる。

(豊川市行政手続条例の一部改正)

第5条 豊川市行政手続条例(平成11年豊川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を豊川市公告式条例(昭和25年豊川市条例第13号)第2条第2項に定める市ホームページに掲載する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を同項ただし書に規定する掲示場に掲示することによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したも</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>



## 理 由

この案を提出するのは、事務のデジタル化を推進するため、条例の公布等において市ホームページに掲載する方法を原則とし、市税における公示送達等において市ホームページ等に掲載する方法を追加するとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。